

内閣法制局資料への敬意

1 珠玉の内閣法制局資料

47都道府県の中で、県庁所在地を通る鉄道が未だ非電化（電車ではなく汽車）の都市がある、○か×か？一悲しいが正解は○です。そう、日本海に面した私の故郷鳥取市は、非電化、かつ、10数年前までスターバックス最後の未出店県であり、Airbnbの自己紹介では米国人に適度な衝撃を与える鉄板ネタになっています。

私は、行政文書開示請求により開示された「内閣法制局資料」を手取る度に、あの鳥取の少年時代、発売日当日に届かない、待ちに待ったゲームソフトが配達されたときの、温かい感謝に包まれます。内閣法制局資料は、優秀な行政官の方々（内閣法制局および立案を担当する省庁の方々）が、文字通り、人生の大切な時間をかけて創り上げた、比類なき魂のこもった行政文書なのです。マニアックですが、省庁により継承されている様式やスタイルが異なり、名称についても「内閣法制局説明資料」（経済産業省）、「逐条解説」（金融庁）、「説明資料集」（警察庁）、「○○法律案について」（総務省）等、異なっています。一度表紙を開くと、緊張感がページからにじみ出ているような錯覚にとらわれます。これは、文章が、内閣法制局の過酷な審査を通過するために、最終版に至るまで、何度も何度も（法制局の指摘に応じて）修正された結果、研ぎ澄まされ珠玉のように磨きあげられているからだと考えています。

2 読み書きができない専門家

私は、Airbnbにおいて、民泊新法の制定のための戦略策定に奔走していた頃、法律事務所および組織内弁護士のいずれもが、特段のバックグラウンドがない

限り、政府に示す法律案を自らドラフトする知識および経験を持っていないという現実と直面しました。具体的には、政府の検討会である規制デザインが議論されているときに、「これでいかがでしょうか？」という条文案をドラフトすることの困難さです。読み書きで言えば、私達は、六法全書が読めるように、法律を読むことはできますが、実は法令の条文を（ルールに従って）正確に書けないのです。契約書は読み書きができるのに、法令は読めるが書けないという事実は、法制事務を遂行する行政官に対する尊敬の念を新たにしました。これ以降、私は、省庁の内閣法制局資料（また必要な場合には用例集）に接する度に、深い感慨を覚えます。

3 行政文書開示請求の心構え

私は、上記のような敬意および憧憬の念を持ちつつ、いつの頃からか、行政文書開示請求を通じ、業務および研究に必要な法律の「内閣法制局資料」の原文の開示をお願いし、開示を許していただいた際には、愛読書のように内閣法制局資料を研究するようになりました。

ある論説を執筆していた際に、ある方（大学の学者）から「内閣法制局資料などは単なる国の一見解に過ぎない」と言うあからさまに軽視するような態度に偶然接した際には、そのような考え方もあると思いつつも、同時に、一実務家として、「では、ご自身で政策目標に従ってゼロから規制をデザインして、自分で条文にまで落とし込んでみたらどうか」と思わずにいられませんでした。Airbnbやその他のスタートアップ同様、（何かを踏襲・参照するにせよ）無から有を創り出す「ゼロイチ」は極めて困難な作業であり、スタートアップに属する法務部門の人間としては、「口

は動かして手を動かさない人」の例ではありませんが、論評するは易し、創造するは難しと考えています。このように、私の中では内閣法制局資料は、開示をお願いする場面、開示をお許しいただく場面（共有してくださる場面）、さらに、自分が取り扱う場面、感謝の念をもって共に学ぶ場面のいずれの場面でも、丁寧に扱うべき対象であります。また、慢性的に極めて多忙な行政官に開示業務をお願いするにあたっては、行政文書を明示し、開示範囲を最小限にとどめ、かつ、請求書には、興味本位ではなく「研究目的」であるということ聞かれなくても自ら開示してお願いする態度を示し、「必要があれば延長をしてください」という共感性も不可欠と個人的に考えます。

4 行政文書開示請求の記載例

内閣法制局資料の行政文書開示請求を何度か行ううちに、上記の観点から最良と思う形になりました。以下、皆様が真に事業や研究が必要な場合にご参照ください。

<請求する行政文書の名称等>

別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令の研究活動の一環としてお願いしています。

<別紙>

◎◎法律案（2022年◎月◎日閣議決定）に関連して内閣法制局に提出された行政文書（例：法律案、理由、新旧対照条文、用例集、内閣法制局説明資料）のうち「内閣法制局説明資料（法案に係る法的論点について法制局審査のためにまとめられた行政文書）の最終版（*）」

（*）御負担を軽減する意図に基づき、最終版完成前の法制局審査の各過程（部長審査等）における説明資

料や指摘への回答は除きます。また、新型コロナによる在宅勤務、上記法律案に係る国会対応など極めて繁忙な時期にあると承知しております。過度なご負担となりませんよう、開示決定の延長など必要な措置があれば、柔軟に講じていただければ幸いです。

様式第1号

行政文書開示請求書

2022年8月1日

内閣官房 副長官補 殿 【←通常は〇〇大臣だが、内閣官房は文書によって異なる】

〒100-0000

東京都〇〇区〇〇1-2-3-456号室

弁護士 堤 かおり

電話 050-XXXX-XXXX

Email kaori.tsutsumi.law0228@gmail.com

【↑記載すると補正やり取りがメールで済む】

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令の研究活動の一環としてお願いしているものです。

2 求める開示の実施の方法等

写しの送付希望（紙または電子ファイル（PDF）をCD-Rに格納し郵送する方法）

【↑ PDFファイルの場合、紙の枚数基準ではなく、1ファイル210円+CD-R代100円となる。慣れていない省庁では、PDFファイルの個数ではなく、紙で誤った手数料算定をする場合もよくある。】

開示請求手数料 (1件300円)	収入印紙	(受付印)
---------------------	------	-------

※ この欄は記入しないでください。

担当課	
備考	

以上が、皆様のご参考に、そして節度と敬意のある行政官への開示のお願いの役に立てば幸いです。

（わたなべ ゆういちろう）

Airbnb日本法務本部長、JILA理事。鳥取市出身、2008年東京大学法科大学院修了。2009年弁護士登録（新62期）。